慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔民集未登載最高裁民訴事例研究三三〕弁護士会の綱紀委員会の議事録のうち「重要な発言の要旨」に当たる部分が民訴法二二○条四号ニ所定の「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に該当するとされた事例(最高裁平成二三年一○月一一日決定)
Sub Title	
Author	工藤, 敏隆(Kudo, Toshitaka) 民事訴訟法研究会(Minji soshoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2012
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.85, No.10 (2012. 10) ,p.137- 156
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20121028-0137

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

した。

〔民集未登載最高裁民訴事例研究 三

弁護士会の綱紀委員会の議事録のうち「重要な発言の要旨」に当たる部分が民訴法二二〇条四号ニ所定の

最高裁 報二一三六号九頁、判例タイムズ一三六二号六八頁 (三小) 平成二三年一〇月一一日決定 裁判集民事二三八号三五頁、 裁判所時報一 五四一号二頁、

判例

文書の所持者の利用に供するための文書」に該当するとされた事例

事実

き、日介連に対し右裁決の取消し等を求める本案訴訟を提起けた。Xは、日本介護士連合会(以下「日介連」という。) はだ。Xは、日本介護士連合会(以下「日介連」という。) はだ。Xは、日本介護士連合会(以下「日介連」という。) に対し、本件懲戒処分について審査請求をしたが、日介連はに対し、本件懲戒処分についたXの被選挙権を失わせるという不候補する意向を有していたXの被選挙権を失わせるという不候補する意向を有していたXの被選挙権を失わせるという不会目的で行われたなどと主張して、弁護士会Y(東京弁護士会)

Xは、本案訴訟での右主張との関係で、Yの綱紀委員会に Xは、本案訴訟での右主張との関係で、Yの綱紀委員会に 防持するYの綱紀委員会の議事録のうち本件懲戒処分の議事 に関する部分(以下「本件各文書」という。)、及び同議事に 関して委員に配布された議案書(以下「本件議案書」という。) という。)の各文書(以下「本件議事録」という。)について、文 関して委員に配布された議案書(以下「本件と文書」という。 一二〇条三号の「挙証者と文書の所持者との間の法律関係に 立いて作成された」文書(以下「法律関係文書」という。 ついて作成された」文書(以下「法律関係文書」という。 に該当し、また、同条四号イないしお所定の文書のいずれに も該当しないと主張した。

であることなどからすれば相手方が提出を拒むことに正当な シーの保護や綱紀委員会委員の自由な意見交換の保障が必要 本 申立ての相手方を、東京弁護士会ではなく日弁連とした上で 件議事 由があるとして、 原決定 録は法律関係文書に当たるが、 (東京高決平成二三年四月一五日公刊物未登載) 文書提出命令の申立てを却下した。 関係者のプライバ は

最高裁判所は、 妽 一由がないとし、 れに対し、 抗告を棄却した。 特別抗告については民訴法三三六条一項所定 Xが特別抗告及び許可抗告の申立てをした。 許可抗告については以下のとおり判断し

あると解される。

[決定要旨]

抗告棄却

条四号ニ所定の 場合には、 ると個人のプライバシーが侵害されたり個人ないし団体の自 に開示することが予定されていない文書であって、 持者が所持するに至るまでの経緯、 (側に看過し難い不利益が生ずるおそれがあると認められる な意思形成が阻害されたりするなど、 ある文書が、その作成目的、 に当たると解するのが相当である 専ら内部の者の利用に供する目的で作成され、 特段の事情がない限り、 「専ら文書の所持者の利用に供するための文 記載内容、 当該文書は民訴法二二〇 その他の事情から判断し (最高裁平成一一年) 開示によって所持者 これを現在の 開 外部の者 宗され 所

> 第二号同年一一 月一 日第二小法廷決定・ 民集五三卷八号

七八七頁参照)。 弁護士法は、 弁護士会の綱紀委員会又はその部会が

事録の作成及び保存に関する規律を弁護士会に委ねる趣旨で 委員会の議事録の作成及び保存を義務付ける規定を置 ならないと規定しているが をしたときは速やかに理由を付した議決書を作成しなけ これは、 弁護士会の自主性や自律性を尊重し、 (七○条の八、七○条の九)、 その議 口いてい 綱紀 n

項)。 るが び賛否の数、 書記の氏名、 時及び場所、 作成し保存しなければならず、その記載事項は、 なる場合にもこれが許されない 開とされ、 紀委員会の承認を得た者のみが傍聴することができる なわち、 会会規及び綱紀委員会細則は、 音 記録によれば、 さらに、 の聴取等が許される場合があるのに対し、議事録はいか (会則六三条、 綱紀委員会会規八条一項)。綱紀委員会は議事録を 相手方の綱紀委員会の議事は非公開とされ、 議事録以外の保存記録については閲覧、 ⑤その他委員長が必要と認める事項とされてい ③議事の順序及び重要な発言の要旨、 ②出席した委員及び予備委員並びに立ち会った 相手方において、 相手方の会則、 同会規五条、 次のとおり規定している。 綱紀委員会の議決に基づき (同会規八条二項、 綱紀委員会会規、 三六条一項)、 それは非公 ①開催の日 懲戒 謄写又は ④議決及 特に綱 す

決

(懲戒委員会会規一五条、綱紀委員会細則一一条)。綱紀委員会の調査記録等にも、その議事録は含まれていない懲戒委員会に対し事案の審査を求めるに当たって提出すべき

異に解すべき理由はない。」 内容と密接な関連を有する本件議案書についても、これと別 れるおそれがあることは明らかである。綱紀委員会の審議の 由な意見の表明に支障を来し、その自由な意思形成が阻害さ 容に照らして、これが開示されると、綱紀委員会における自 過程に関する情報が記載されているものであり、その記載内 に当たる部分は、相手方の綱紀委員会内部における意思形成 及び性格を有する文書であると解するのが相当である。」 して委員に配布される文書である本件議案書も、 綱紀委員会の審議の参考に供するためその議案を示すものと ことが予定されていない文書であると解するのが相当であり、 手方の内部の利用に供する目的で作成され、 内部規則の規定の内容等に鑑みると、本件議事録は、 以上のような弁護士法の委任を受けて定められた相手方の 「本件議事録のうち審議の内容である「重要な発言の要旨 外部に開示する 同様の目的 専ら相

されるのであって、以上によれば、前記の特段の事情の存在記載事項の部分及び本件議案書の提出を求めているものと解分の提出を求め、これと関連する限りにおいてのみその他の分の提出を求め、これと関連する限りにおいてのみその他の

というべきである。」の「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に当たるの「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に当たるのうかがわれない本件各文書は、民訴法二二〇条四号ニ所定

ことはいうまでもない。」 文書」に当たると解される以上、法律関係文書に該当しない「本件各文書が、「専ら文書の所持者の利用に供するための

「以上によれば、相手方は本件各文書の提出義務を負うも

は原決定の結論に影響を及ぼすものではない。」 は原決定の結論に影響を及ぼすものではない。」 は原決定の結論に影いて是認することができる。論旨は採原審の判断は結論において是認することができる。 対の第三者である文書提出命令申立て事件において申立ての相手方となるのは、当該第三者であり、訴訟の相手方当事者ではない。本案訴訟の被告である日弁連を本件申立ての相手方とした原決定には当事者を誤った違法があるが、これを却下したのではない。」

一本決定の意義

本決定に反対する。

評

釈

いる。

なお、

本件決定には田原睦夫裁判官の補足意見が付されて

事録のうち本件懲戒処分の議事に関する部分、及び当該議本決定は、単位弁護士会の所持する同会綱紀委員会の議

法学研究 85 巻 10 号 (2012:10) 己利用文書」という。)に該当するとしたものである。 の要旨」 事録に関して委員に配布された議案書のうち「重要な発言 一月一二日民集五三巻八号一七八七頁(以下、「平成一一 - 専ら文書の所持者の利用に供するための文書」 (以下 自己利用文書該当性については、最二小決平成一一年 の 部分について、民訴法二二○条四号ニ所定

手続に関して弁護士会が作成し所持する文書であり、 文書提出命令申立ての対象となった文書は、 しており、 なった判例は、 断基準を示した。その後、 年決定」という。)が、金融機関が作成し所持する貸出稟 議書につき文書提出命令の申立てがされた事案において判 本決定もその例に漏れるものではない。 いずれも平成一一年決定の判断基準を踏襲 自己利用文書該当性が争点と 弁護士の懲戒 本件で 団体

判タ五二六号一四五頁は、 文書には該当しないとし、 昭和五七年六月八日判夕四七八号七二頁が、 人との 会が所持する同会懲戒委員会議事録等について、東京高決 民訴法下における先行裁判例として、日弁連懲戒委員 関係で旧民訴法三一二条二号の閲覧請求権を有する 懲戒異議申出人との関係で同 東京高決昭和五九年二月二〇日 懲戒異議申出

> 書につき文書提出義務の有無が争われた事例は見当たらず 現行民訴法下において、 三号の法律関係文書に該当しないとした。 弁護士会の懲戒手続に関係する文 しかしながら、

自 0

自己利用文書該当性の判断基準についての判例準 剘

1

平成一一年決定の判断基準

本件は公刊物に登載された初めての事例である

て、①文書の作成目的、 平成一一年決定は、自己利用文書該当 記載内容、これを現在の所持者が 性の 判断 基準とし

所持するに至るまでの経緯、

その他の事情から

判断して

ない 示によって所持者の側に看過し難い不利益が生ずるおそれ ②開示されると個人のプライバシーが侵害されたり、 開示することが予定されていないこと(外部非開 専ら内部の者の利用に供する目的で作成され、 し団体の自由な意思形成が阻害されたりするなど、 外部の者に 示性 個人

内部で用いられる議事録等の自己利用文書該当性の判断に

本決定は一事例を加えるものである。

ついて、

自己利用文書該当性が認められるとした。以下では、 在)という三つを示し、これらをすべて満たす場合には 当性を否定する特段の事情がないこと(特段の事情 年決定後の判例理論 の進展を要件毎に見ることとする

があること(看過し難い不利益性)、

③自己利用文書の該

外部非開

2

用文書の定義自体から直接導かれる要件である。平成一一 部 非開示性は、 民訴法二二〇条四号ニにおける自己利

定的な意味を持つ一方で、「文書の記載内容」は作成目 年決定は、 同決定やその後の判例を見ると、「文書の作成目的」が決 外部非 開示性の判断要素を例示的に列挙するが、 的

を確定するための手掛かりにすぎず、「所持に至るまでの 経緯その他の事情」は実際にはほとんど考慮されていない。

自

を判断する作業になじみにくいことに起因するものと見ら このことは、 的に判断するための概念であり、 自己利用文書という概念自体が、文書を類型 文書の具体的な記載内容

れ(5)

ていないと解されるが、(6) 種類に応じて類型的に判断し、 についても比重を置いて考慮した判例として、最二小決平 このように、 判例の大勢は外部非開示性の要件を文書の 対象文書の記載内容や作成経緯等 個別具体的事情を問題にし

介護保険請求の審査支払機関に提出される介護給付費請求 書提出命令の申立てがされた事案について、 成一九年八月二三日判時一九八五号六三頁がある。 業避止義務違反を主張し損害賠償請求をした本案訴訟にお 介護サービス事業者が、 被告が作成し所持する介護サービスリストにつき文 別の同業者の代表者に対し競 対象文書は 同決定

> た情報の請求者側の控えというべきものであるとして、 書と実質的に同一の文書であり、 審査支払機関に伝送され

部非開示性を否定した。

.体の定義に等しく、自己利用文書該当性の要件は、 3 前述のとおり、 看過し難い不利益性 外部非開示性要件は、 自己利用文書概念

それで尽きているはずである。しかし、 (8) である自己利用文書概念を限定解釈するための要件として 書提出義務が一般義務化された趣旨に鑑み、その除外事由 現行法によって文

「看過し難い不利益性」の要件が付加されたものと解され

る₉

同決定がした不利益性要件のあてはめにおいて、 体については、 概ね学説からの賛同が得られていたもの 具体的

平成一一年決定による看過し難い不利益性要件の定立自

れたことは、 いたことや、外部非開示性の判断と区別せずに渾然と行わ個別的検討が行われず抽象的・類型的な判断にとどまって 看過し難い不利益性要件を定立した意味を没

二小決平成一六年一一月二六日民集五八巻八号二三九三頁却しているとの批判にさらされた。その後の判例である最 ○三頁に対しても、同様の問題点が指摘されていた。
(3)
や、最一小決平成一七年一一月一○日民集五九巻九号1

このような傾向

ごの転換点となった判例は、

最二小決平成

成

難

法学研究 85 巻 10 号 (2012:10) づき、 社内通達文書について、 不利益性要件については、「本件各文書は、 八年決定」という。)である。 八年二月一 外部非開示性要件を充足するとしたが、 七日民集六〇卷二号四九六頁 平成一一年決定の判断枠組みに基 同決定は、 銀行が所持する 。 以 下 看過し難 平

11

上で判断していることが指摘されている。

ることを明示した上で、対象文書の具体的内容を考慮した

抗告人の自由な意思形成が阻害される性質のものではない る過程で作成される文書ではなく、 る社内通達文書であって、 知伝達するために作成され、 の執行に関する意思決定の内容等をその各営業店長等に周 抗告人の内部の意思が形成され 法人内部で組織的に用 その開示により直ちに 抗告人の業務 いら n

もない。 さらに、 成が阻害されたりするなど、 個人のプライバシーが侵害されたり抗告人の自由な意思形 や抗告人の営業秘密に関する事項が記載されているも そうすると、 本件各文書は、 本件各文書が開示されることにより 個人のプライバシーに関する情報 開示によって抗告人に看過し ので

非開 け 平成一八年決定が従前の判例と異なる特徴として、 として要件充足を否定し、 外部非開 示性要件と看過し難い不利益性要件を自覚的に使い分 示性要件については文書の作成目的や外形 自己利用文書該当性を否定した。 ① 外部 的

よって、

不測の事態に備えるために判例がしばしば用

る

難い不利益が生ずるおそれがあるということはできない。」

る自由な意思形成の阻害と個人のプライバシーの侵害であ な類型によって直ちに肯定していること、 (4) 11 不利益性要件については、その内容が団体内部 及び、 ②看過し におけ

げ、 月一〇日民集五九巻九号二五〇三頁とほぼ同 て、 五〇六号一 ただし、 不利益性要件について、 文書の具体的な記載内容よりも客観 一頁は、 その後の最二小決平成二二年四月 市議会会派の政務調査費報告書等に 前記最一 小決平 的 様 成 二二日 類型的な特件 の要素を挙 七年一 裁 つつい 時

に着目した判断を行っている。(16)

4

平 成一一年決定が示した「特段の事情」 特段の事情の不存在 が具体的 に何を

事 あり代替証拠がないことや、基本事件の社会的重要性等の 意味するかについて、 一的な訴訟類型の差異も勘案する手がかりとする見解など 情と比較衡量を行うための要件であるとする見解 かつては、 当該文書が重要な証 定

決平成一三年一二月七日民集五五巻七号一四 が主張されていた。 二年一二月 一四日民集五四巻九号二七〇九頁及び最二 しかし、 その後の判 例 最一 一 頁) 小 決平成

とが明らかとなった。 (18) 決まり文句にすぎず、 固有の要件としての意義に乏しいこ

決定の当否を検討する 平成一一年決定の三要件による判断基準に従った上で、本 見解が示す方向性には賛成するが、以下ではさしあたり、 化すべきとの立法論も提唱されている。筆者も、これらの(32) ことを廃止し、 さらには、 利益性要件のみで判断すれば足りるとの指摘がされている。 させており、 は、平成一一年決定の判断基準自体の当否にも疑義を生じ が、近年、 用文書該当性の判断基準は、 ついては、細部にゆらぎが生じているといえる。このこと 以上で概観したとおり、平成一一年決定が示した自己利 自己利用文書概念を一般義務の除外事由とする 外部非開示性要件や看過し難い不利益性要件に 自己利用文書該当性は、本来、看過し難い不 他の除外事由と同様の実質的秘密性に一本 判例準則として定着している

> 書該当性を否定することを可能とするため、思考経済上有 示性要件の網にかかった文書について、直ちに自己利用文 捌き」ないし「スクリーニング」を行うことは、 成目的を中心とした外部非開示性の類型的判断による 件の存在を前提とした上で、その検討に先立ち、文書の作 前述のとおり、 実質的要件である看過し難い不利益性要 外部非開

益であると考えられる。よって、外部非開示性要件につい ては類型的判断によるべきものと解する。 (2) 法令上の作成義務と外部非開示性の関係

外部非開示性を肯定した判例もある。法令上の作成義務が判例がある一方で、法令上作成義務を有する文書について判例がある。 とを、自己利用文書該当性を否定する理由の一つに挙げる 外部非開示性を否定する方向に働きやすいが、過度に重視 あることは、その面では作成目的が他律的といえるため、 いないが、法律上根拠を有する命令に基づき作成されたこ 令上の作成義務の有無をどう評価するかが問題になりやす 外部非開示性の判断に当たっては、対象文書に関する法 対象文書の作成自体が法令上直接には義務付けられて

0,

Ξ 平成一一年決定の判断基準による自己利用文書該当性

(1)1 外部非開示性 判断方法

を踏まえた総合判断によるべきものと考える

することは相当ではない。

結局は、

関連する法令等の趣旨

本決定は、 (3)本決定における外部非開示性の判 外部非 開示性 の判断に当たり、 断 最初に弁護士

規定を置いていないことについて、「弁護士会の自 作成義務を規定しているが、 自律性を尊重し、 法の規定を参照し、 その議事録の作成及び保存に関する規律 綱紀委員会の議決書につい 綱紀委員会の議事録に関する ては同 主性 .法が B

に専属させ(同法五六条一項二項)、他の監督に服させな

を弁護士会に委ねる趣旨であると解される。」と述べてい

いこととした弁護士自治の原則を採用していることに照ら

相当であると思われる。

る。

この点は、

弁護士法が、

弁護士の懲戒権限を弁護士会

断方法は、 件議案書について外部非開 案の審査を求めるに当たり提出すべき記録等に綱紀委員 事及び議事録が非公開であることや、 及び綱紀委員会細則の規定内容に基づき、 の内部規則である会則、 議事録が含まれないことを理由として、本件議事録及び本 本決定は続いて、 本件文書の具体的内容を顧慮せず、もっぱらY 弁護士法の委任を受けて定められたY 綱紀委員会会規、 **|示性を認めている。ここでの判** 懲戒委員会に対 綱紀委員会の議 懲戒委員会会規 し事 会

思わ

平

成

一一年決定以降の判例準則におい

看過し難

11 不 うものと思われる。

てはめの結論ともに、

平成一

年決定以降

ゟ

判例準

則

2 看過し難い 不利益性

(1)判断方法

前述のとおり、

自己利用文書該当性

0 主

一戦場は看

過し難

11

不利益性要件であり、

そこでは文書提出義務

0)

般義務

的に認定されることを要すると解される。 ば、 もあり得るとしており、 よっては類型的が困難で、 そのような見解も、 断によるべきとする見解が主張されている。 外部非開示性のみならず不利益性要件についても類型的判 の免除を正当化させるに足りる不利益が個別具体的 た れ。 る。 端的に個別具体的判断によるとした方が明快であると 文書の種類は千差万別であり、 そのような留保を要するのであれ 個別具体的な判断に近づく場合 これに対 しかしながら 事案に しては 実質

(2)団体内部の自由な意思形成の利益は保護対象 か

け、 及び営業秘密に関する利益の三点に収斂されるが、(35) (35) のプライバシー 利益性要件によって保護される可能性がある利 団体内部の自由な意思形成の利益を保護対象に含める の利益、 団体内部の自 由な意思形成 益 とりわ の利益 個人

ら類型的に外部非開示性を認めたもので、

の内規に基づき、

綱紀委員会議事録

一般の目的及び性格

その手法及びあ

に挙げる。 ることになりかねないこと、 係にあるので、およそ重要な文書はすべて提出義務を免れ とって重要であればあるほど意思決定の自由を阻害する関 の範囲内で十分保護されていること、文書が当該団体に 業の作成所持する文書は、 とが予定されたものでない限り保護されるべきことを理 に含まれるとする見解は、(37) 的意思決定までの過程における情報は、外部に示されるこ していることから、 一方、 保護対象に含まれないとする見解は、 個人のみならず団体においても、 技術・職業の秘密に関する文書 憲法一九条が内心の自由を保障 団体の自由な意思決定の阻害 最終

企 由

(3)

有

等を理由に挙げる な危険にすぎず、法的な保護の対象とするに足りないことは、被害や影響を現実的に検討することができない抽象的

る。

しかしながら、

右の判断のうち、

本件議事録等の

記

記載内

ことによって証人等の自然な忘却を期待していることに等 体の自由な意思形成の場面についてみると、 れるのかという根本的な疑問が指摘されている。これを団 保存されている場合には、 問われれば答えざるを得ないにもかかわらず、文書の形で 己利用文書については、 合理性に乏しいと言わざるを得ない。(43) なぜ提出義務の免除が正当化さ 文書の記載内容を証人尋問で 書面化しない したがって

> 対象になり得るものと解する。(4) ずる具体的危険を立証することに奏功した場合にのみ保護 自由な意思形成が妨げられ、業務や生活に著しい支障が生 れるべきではない。例外的に、文書の所持者側が、 |体の自由な意思形成は、 原則として保護対象の利益とさ 团 体の

べきかについては活発に議論されている。これが保護対象

团

うち「重要な発言の要旨」の部分について、 本決定は、 本件議事録についての「看過し難い不利益性 外部非開示性の判断に続いて、 本件議 「Yの綱紀委 事 0) 録

明らかである。」と述べ、本件議案書についても同様とす Ļ れると、 いるものであり、 員会内部における意思形成過程に関する情報が記載されて その自由な意思形成が阻害されるおそれがあることは 綱紀委員会における自由な意見の表明に支障を来 その記載内容に照らして、これが開示さ

る不利益の内容である「自由な意思形成が阻害されるおそ いて述べた内容とほとんど差はない。 的に記載内容を述べたにすぎず、外部非開示性の判断にお 容に言及した部分は、Yの会規等に基づいて類型的 平成一一年決定以降しばしば用いられている定型 加えて、 Yに生じ得 抽象

れ

Ł

文言にすぎず、 具体的危険の立証があったとはいえない。 四

仮に、 というべきである その業務に著しい支障が生じる具体的危険は認められない 述のみを一部非開示とすれば足り、 を躊躇する可能性があるとしても、 よって、 する必要性は見出せない。よって、 議事録 弁護士会綱紀委員会の自由な意思形成が妨げられ、 の開示によって、 綱紀委員が自由な意見表明 発言者を特定可能な記 議事録全体を非開 本件議事録の開 示に 宗に

利

念による保護対象利益としては認められるべきであるが(48) バシーが害されるおそれが生じ得る。 会による審査の要否が審議されるため、同委員会議事録の 本件のように、 象となっていない個人のプライバシーも、 記載内容が開示されることによって、 た弁護士について、 人となっている事案では、 なお、弁護士会の綱紀委員会では、懲戒の申立てを受け プライバシーの主体が文書提出命令の申立 同委員会の調査結果に基づき懲戒委員 非開示の理由にはなり得ないと 対象弁護士のプライ 証言拒絶権の保護対 自己利用文書概

自己利用文書と法律関係文書の関係

本件申立ては、

文書提出義務の根拠として民訴法二二〇

しないことはいうまでもない」と判示した。 該当性について判断した上で、本件各文書が四号ニの自己 条三号と四号を併記しているが、本決定は、 用文書に当たると解される以上、「法律関係文書に該当 まず四号文書

ている。その後も、 三号後段の文書に該当しないことはいうまでもない」とし るための文書』に当たると解される以上、民訴法二二〇条 年決定は、「本件文書が、『専ら文書の所持者の利用に供す 自己利用文書と法律関係文書の関係について、 同旨の判例 (最二小決平成一一年一一 平 成

論を示すのみで、 もこれらに続くものであるが、これらの決定はいずれも結 月二六日金商一〇八一号五四頁、 一二月一四日民集五四卷九号二七〇九頁) 何ら理由が付されていない。 前記最一小決平成一二年 があり、 民訴法二二

同旨の見解を採るものと思われる。そうであるとすれば(②) 性より先に自己利用文書該当性を判断していることから としている。平成一一年決定も、 三号に対し補充的規定ではなく、 との関係について、立法担当者解説は、 ○条一号ないし三号に基づく提出義務と、 三号の法律関係文書該当 両者は並列的関係にある 四号は 四号の一 一号ない 般義務

の部分の本件決定については反対する。

本件申立てを却下したことは、

したがって、

本決定が看過し難い不利益性要件を認め

相当ではないと思われ、

146

定とは異なり、

あるとする立場がある。 理解すべきである以上、

これらの立場を採る場合は、 自己使用文書による制限も不要で

本決

号文書は、

旧法下の拡張解釈を止め本来の領域に限定して

いて、

別途、

法律関係文書該当性の検討が必要になるもの 自己利用文書該当性が認められた文書につ

も可能であるが、

5

四号の除外事由に該当する文書であっても、三号の法律関 係文書該当性を別途検討する必要性があると考えられる。

としていた。問題となるのは、 法下の通説は、「内部文書」ないし「自己使用文書」は法 いても、旧法下と同様に自己使用文書が除外されるか否か 律関係文書に該当しないと解し、拡張解釈に対する歯止 係文書の拡張解釈によって対処されていた。そのため、 おいては現行法の一般提出義務は存在せず、証拠の偏在是 正等の要請は旧民訴法三一二条三号の利益文書及び法律関 そこで、法律関係文書該当性についてみるに、旧法下に 現行法の法律関係文書にお 旧 め

関係文書につき一般義務に近い広い解釈を採る立場と、三 みを根拠に法律関係文書該当性を肯定すべきとして、 るとの見解がある。この見解には、立証主題との関連性 概念は適用されず、 この点につき、 現行の法律関係文書には、 自己使用文書も法律関係文書に該当す 自己使用文書 法律 0

である。

と思われる。

しかしながら、 の法理への疑問は首肯できるものの、 前者については、旧法下の「自己使用文 _ 般義務が設け

法で法律関係文書を拡張解釈していた部分を、現行法では 要性が必ずしも明らかでない。また、後者については、 られた現行法下で法律関係文書を旧法下よりも拡張する必 般提出義務で補うべきとの理解は正当と思われるが、 共 旧

解釈が行われる以前からも存在していたのであるから、(※) 行法の下でも、自己使用文書は法律関係文書には含まれ 通文書の例外としての自己使用文書という考え方は、 現

いとの解釈を維持すべきものと解される。(55)

そこでさらに、法律関係文書の除外事由である自己使用

概念の異同が問題となるが、旧法下の自己使用文書概念は 文書概念と、一般提出義務の除外事由である自己利用文書

難といわざるを得ない。 は困難である。そのため、自己利用文書概念との比較も困 よっても意味内容が異なっており、一義的に定義すること が抽象的で外延が伸縮可能であることに加えて、 もとより「利益」及び「法律関係」や、「自己使用」概念 法律関係文書の概念自体の解 時

自己利用文書は法律関係文書に含まれないとすること 私見は、 法律関係文書に対しては、 四号

可能なものと解する。 (台)の除外事由のうち、少なくともイ、ハ及び二の類推適用

が

る。 (55) したがって、この部分の本決定に、結論としては賛成す

五 本決定の判断対象となった文書の範囲について

本件申立ては、綱紀委員会の議事録、及びその議事に関して委員に配布された議案書のいずれも全体を対象としていたが、本決定は、「抗告人は、その立証趣旨に照らすと、いたが、本決定は、「抗告人は、その立証趣旨に照らすと、に当たる部分の提出を求め、これと関連する限りにおいてに当たる部分の提出を求め、これと関連する限りにおいているものと解される」として、当該部分についてのみ自ているものと解される」として、当該部分についてのみ自な件申立ては、綱紀委員会の議事録、及びその議事に関

かという疑問がある。この点につき、田原裁判官の補足意について、裁判所が申立書の他の部分の記載からこれを文について、裁判所が申立書の他の部分の記載からこれを文について、裁判所が申立書の他の部分の記載からこれを文について、裁判所が申立書の他の部分の記載からこれを文について、裁判所が申立書の他の部分の記載からこれを文について、裁判所が申立書の他の部分の記載からこれを文について、裁判所が申立書の他の部分の記載からこれを対象とする文書提出命令の申立て右決定は、文書全体を対象とする文書提出命令の申立て

己利用文書該当性を判断した

には疑問がある。(88) かし、 調べの必要性を判断したに等しいものであり、 分の本決定は、 否を判断すべきである(民訴法二二三条一 分の証拠調べの必要性について審理の上で、 は認められないとの心証を抱いていたように ついては、 そうであるとすれば、本来は差戻抗告審が、 裁判所は自己利用文書等の一般義務の除外事由 法律審である許可抗告審が先回りして証拠 項後段)。 一部提出 に窺われ その適法性 右部 の 可

- (ジュリー四四〇号) 一二七頁(二〇一二年)、林昭一 「判批」TKCローライブラリー新・判例解説 Watch・民 事訴訟法No.37 (LEX/DB 文献番号 25443831) (二〇一二 事訴訟法No.37 (LEX/DB 文献番号 25443831) (二〇一二 事がある。
- 2 称する。 されてい 部文書は、 判例及び学説上、 は 己専用文書」、 「自己利用文書」と呼称する。 呼称は論者によって様々であり「自己利用文書」、 たが、 旧民訴法三一二条三号文書に該当しないと解 「自己専利用文書」などがあるが、 そのような文書を 所持者が自己使用の目的で作成した内 また、 「自己使用文書」と呼 旧民訴法下の裁 本稿で
- 小野憲一「判解」最判解民事平成一一年度(下)七八

3

見によれば、

本決定が判断対象とした以外の部分の文書に

内容という実質に着目しているが、

介護サービスリスト

12

11

三頁 生古稀祝賀『民事司法の法理と政策 おける『自己利用文書』概念の現在と将来」小島武司先 (商事法務、二〇〇八年)。 (法曹会、二○○二年)、三木浩一「文書提出命令に 上卷』八三五頁

しないとした。 記載した文書であることを理由に、 ついて、法令上の根拠を有する命令に基づく調査結果を 破たんした保険会社の役員の責任に関する調査報告書に 九三頁は、保険管理人が設置した調査委員会が作成した、 最二小決平成一六年一一月二六日民集五八卷八号二三 外部非開示性を充足

10

八頁(有斐閣、

第四版、二〇一〇年)。

- 5 三木・前掲注(3)八三六ないし八三八頁
- 6 [山本和彦] (民事法研究会、二〇一〇年)。小野・前掲注 山本和彦ほか編『文書提出命令の理論と実務』三一頁

(3)七八三頁

7 刊)二号一五三頁(二〇〇七年) る。 本件は、そのような事情を提供するものであり、個別事 経緯に相応の比重をおいて判断すべきものも存在する。 「多種多様な形で存在する文書の中には、記載内容や作成 「判批」Lexis 判例速報二四号八八頁(二〇〇七年)は :の総合的な評価の必要性を示唆する一例である。」とす ただし、越山和広「判批」速報判例解説(法セミ増 慶應義塾大学民事手続判例研究会(三木浩 は、 本件は文書の記載 監 修

> 個別具体的な文書の記載内容に立ち入らなくとも判断可 はフォーマットを確認すれば外形的判断ができるから、

三木・前掲注(3)八三五頁

能であるとする。

- 9 か編 頁、 八三九頁、 小野・前掲注(3)七八三頁、三木・前掲注(3)八三六 『民事訴訟法判例百選』 (別冊ジュリ二〇一号) 一四 八四〇頁。 上野泰男「判批」高橋宏志ほ
- に作成されたものであることから直ちにこれが民訴法二 定は、本件文書が外部の者に見せることを全く予定せず 成一二年三月一〇日民集五四巻三号一〇七三頁は、「原決 クス二一号一三三頁 (二〇〇一年)。ただし、最一小決平 六七九号一一頁(一九九九年)、上野泰男「判批」リマー 九号) 一二四頁 (二〇〇〇年)、山本和彦「判批」NBL 大村雅彦「判批」平成一一年度重判解 (ジュリー一七
- 的に判断していない。」として原決定を破棄差戻ししてお 難い不利益が生じるおそれがあるかどうかについて具体 具体的内容に照らし、開示によって所持者の側に看過し 二〇条四号ハ所定の文書に当たると判断しており、 個別具体的判断を行う必要性に言及している その
- 年)。 三木浩一「判批」法研七九卷一〇号七八頁(二〇〇六 同決定は、 外部非開示性の判断 (前記注(4)参照) ĸ

や調査 続けて、 非開 然としない 三示性と不利益性のどちらの要件についての判断 一委員会の職 等に関する事項の記載がないことや、 法研七八卷七号九六頁 (二〇〇五年))。 旧役員等の経営責任とは無関係な個人のプラ (三木・前掲注(3)八三九頁、 務の公益性について述べているが、 保険管理 三木浩 外

- 13 なお、 〇九年) 展開と展望」 頁。 である旨の指摘がされている (三木・前掲注(3)八四 は外部非開示性要件として類型的に判断されるべき事 の会派等の干渉等によって阻害されるおそれ」は、 - 所持者である会派や所属議員の調査研究が執行機関や他 件における文脈的な実質判断が要請されるとする。 同旨、 同決定が不利益性要件を肯定する事情として摘示した 川嶋四郎「判批」金商一三一一号一七六頁(二〇 は、 杉山悦子「文書提出命令に関する判例理論の 看過し難い不利益性の認定について、 ジュリー三一七号九六頁 (二〇〇六年))。 個別 本来
- 15 14 三木・前掲注(3)八五〇頁

三木・前掲注(3)八五二頁ないし八五三頁

- 16 河村好彦 「判批」法研八四卷一〇号一一一頁(二〇一
- 17 六九号) 一四八頁(有斐閣 平成一一 伊藤眞ほか編 年決定直後の議論については、 『民事訴訟法判例百選』 第三版、二〇〇三年)、 別 中島弘雅 冊ジュリ 山本 判

19 18) 三木浩一「判批」平成一二年度重判解 頁は、 和彦 年決定の判断構造の相違について、 特に、不利益性要件に関する平成一一年決定と平成一八 難い不利益性」要件を否定する事情であったと指摘する。 二号) 一二〇頁 (二〇〇一年)、三木·前揭注(3)八四六 六号一三一頁 一二五頁 第二版、二〇一二年)。三木・前掲注(3)八六四頁 高橋宏志 の認定において検討された事情は、 前記最二小決平成一三年一二月七日で「特段の事 判批」平成一三年度重判解 (二〇〇二年)、上野泰男「判批」リマークス| (二〇〇四年)、 『重点講義民事訴訟法 同·前掲注(9)一六三頁 三木「判批_ 下』一七四頁 (ジュリー二二四 本来は「看過し (ジュリーニ) 法研八

20 三木・前掲注(3)八三八頁

二卷六号二〇五頁

(二〇〇九年)、

山本ほか編・

前掲

(6)二八頁 [山本]。

21 団 提 二回大会シンポジウム配布資料、 訟法改正の検討項目 本和彦](二〇〇八年)、民事訴訟法改正研究会 判における情報の開示・保護」 八五号六頁 (二〇〇八年)、同 近案は、 |体の意思形成過程の自由は除外している(この点につ 三木・前掲注(3)八六四頁、 保護される利益を個人のプライバシーに限定し、 四一頁 (日本民事訴訟法学会第八 民訴五四号一一四頁 |《シンポジウム》 二〇一二年)。これらの 山本和彦 判批 『民事訴 民事裁 山

27

き後記三22参照

29

外部非開示性も個別具体的判断によるべきとする反対 河村・前掲注(16)一一二頁

川嶋四郎「政務調査費関係文書と民事訴訟法

- (二〇〇九年)。 上の文書提出命令制度・覚書」同法六一巻二号二三四頁
- (24) 最二小決平成一六年一一月二六日民集五八卷八号二三 けた各会派の内部にとどめて利用すべき文書とされてい 旨からすると、調査研究報告書は、専ら、その提出を受 ついて、「本件条例及び本件要綱の定め並びにそれらの趣 内訳を記載して当該会派に提出した調査研究報告書」に よって費用を支弁して行った調査研究の内容及び経費の 任に基づき議長が定めた要綱に基づいて作成された「仙 二五〇三頁は、地方自治法、仙台市条例、及び条例の委 九三頁。 台市議会の議員が所属会派に交付された政務調査費に 前記最一小決平成一七年一一月一〇日民集五九巻九号
- るものというべきである」として、 外部非開示性を肯定

31

- 26 上野・前掲注(9)一四七頁 三木・前掲注(12)九二頁
- 五号一五頁 (二〇〇七年)。 畑瑞穂「文書提出義務をめぐる裁判例の動向」金法

- 断は、 ればならない(同条三項)。 当該議決に基づき、懲戒委員会に事案の審査を求めなけ 事案の審査を求める旨の議決をした場合、弁護士会は、 条二項)。綱紀委員会が、事案の調査により懲戒委員会に まず綱紀委員会による事案の調査を経る必要がある(同 るが(弁護士法五八条五項)、懲戒委員会の審査に先立ち 弁護士に対し懲戒処分を行うか否かの実質的な最終判 所属弁護士会の懲戒委員会の議決によってなされ
- 六号一頁で対象とされた文書と一部共通するとしている。 五〇三頁及び最二小決平成二二年四月一二日裁時一五〇 で、最一小決平成一七年一一月一〇日民集五九巻九号二 該文書の外部への提出を基礎づける規定もないという点 主性や自律性を尊重し直接の法令上作成義務がなく、 濱崎・前掲注(1)一二八頁は、本件文書は、 団体の自 当
- 件を実質的要件、 外部非開示性要件を形式的要件、 らみた文書提出拒絶権」筑波五七頁(二〇〇一年)は 四九九号三三頁(二〇〇〇年)及び村上正子「裁判例か (11)七六頁、河村・前掲注(16)一一二頁。 (13)も同旨。類似の見解として、小林秀之「判批」 三木・前掲注(3)八三八頁・八四一頁、 特段の事情の不存在を個別的要件と整 看過し難い不利益性要 杉山・前掲注 同・前掲注 判評
- 小野・ 前揭注(3)七八三頁、 並木茂 一銀行の稟議書は

頁 文書提出命令の対象となるか 100九年)。 判解」最判解民事平成一八年度(上)二七一頁(法曹会 度 (一九九九年)、福井章代「判解」 下 九二九頁 (法曹会、 (下)」金法一五六二号四 二〇〇三年)、 最判解民事平成 土谷裕子

- 33 小決平成一二年三月一○日民集五四巻三号一○七三頁 正にそのような事例であるとしている 小野·前揭注(3)七八三頁。 同書は、 前揭注 $\widehat{10}$ の 最
- 34 35 該当性の判断要素に掲げるべきではないとする見解が ○条四号ハによって保護されている以上、 がないことも摘示している。 程 外部非開示性の考慮要素として、 一八年二月一七日民集六〇巻二号四九六頁の決定要旨は、 !や個人のプライバシーに関する記載がないことに加え、 銀行の社内通達文書に関する事案である最二小決平成 同旨、三木・前掲注(11)七九頁 「高度なノウハウ」や「営業秘密」に関する記載 学説では、営業秘密は二二 団体内部の意思形成渦 自己利 用文書
- 立ち入らない。 力に主張されているが、 本稿ではこの議論にはこれ 以上
- 号一四五五頁 (一九九七年)、同 となるか」金法一五六一号三八頁(一九九九年)、 九年)、並木茂「銀行の融資稟議書は文書提出命令の対象 出命令の対象になるか」金法一五三八号一二頁 稀祝賀 「文書提出義務と自己使用文書の意義」法協一一四巻一二 (有斐閣、 [裕成ほか編・福永有利先生古稀記念『企業紛争と民事 『民事訴訟法理論の新たな構築(下)』二五 二〇〇一年)、新堂幸司「貸出稟議書は文書提 「自己使用文書再考」 (一九九 伊藤眞 Ŧi.
- 山本和彦「稟議書に対する文書提出命令(下)」 伊藤・前掲注(37)法協一四四五頁 N B

38

手続法理論』二三九頁

(商事法務、

二〇〇五年)。

祝賀 対する一視覚_ おける文書提出義務の 提出義務の一般化に関する若干の考察」石川明先生古稀 マークス二二号一二五頁 (二〇〇一年)、松村和徳 L六六二号三三頁(一九九九年)、 。改革期の民事手続法』 五八八号一六頁 (二〇〇一年)、 (商事法務、二〇〇二年)、上野泰男「新民事訴訟法に 第六版、二〇一〇年)、 松本博之=上野泰男 『現代社会における民事手続法の展開 吉村徳重先生古稀記念 一〇九頁 局面」 『民事訴訟法 川嶋四郎 原井龍一郎先生古稀祝賀 (法律文化社、 山本克己「判批」 松本博之「判批_ 「文書提出義務論に 『弁論と証拠調べ 四七二頁 下) 一〇三 11000 「文書 (弘文 金法 1]

頁

37 36

村直人「稟議書の文書提出義務に関する最高裁決

山本ほか編・前掲注

(6)二七頁

商事法 中

務

五.四

五号二五頁

(一九九九年)、

伊

デ達聡子

稟議書の提出に関する決定をめぐって」新堂幸司先生古

原正夫「判批」法研八一巻一〇号一〇八頁 (二〇〇八年)。

- 40 松本=上野・前掲注(39)四七三頁
- $\widehat{42}$ $\widehat{41}$ 三木・前掲注(3)八五五頁 三木・前掲注(3)八五四頁
- $\widehat{43}$ これを指摘するものとして、 山本・前掲注 $\widehat{21}$)民訴
- (4) 三木·前揭注(3)八五六頁。同旨、 よる意思形成の阻害が具体的に主張・立証される必要性 れる利益を犠牲にして不開示を正当化するには、 四三巻二号八九頁(二〇〇八年)は、事実関係が解明さ 令要件―金融機関の文書提出義務を中心として」学習院 (16) 一一五頁。なお、長谷部由紀子「文書提出命令の発 河村 開示に 前 掲 注
- 45 わ 権者の署名や押印を経て回覧される過程で意思形 にする点もある。稟議書は、起案者から順次上位 る情報」を記載した文書であるが、 り示唆を受けた。 な相違により 説員が対等に議論することで行われた意思形成を、 れる文書である。これに対し、 なく要領記載の形式が採られることが多い。 録作成者が事後的に記録した文書であり、 この点は、慶應義塾大学民事訴訟法研究会の出席者よ 議事録の開示により自由な意思形成が阳 なお、 議事録は、「意思形成過程に関す 議事録は、 稟議書とは性質を異 逐語反訳で 会議の場で このよう ル成が行 の決裁

50

害されるおそれは、直接的ではないとも言い得る。

- 46 前記注(29)参照
- 47 いと思われる。 害するおそれは、 員会の議事内容が、 懲戒委員会における決定に委ねられているため、 る非行事実の確定的な認定や、懲戒処分内容の決定は、 うべきか否かの決議を行うにすぎず、懲戒事由に該当す 戒手続において、綱紀委員会は、 ただし、 綱紀委員会と懲戒委員会の二段階からなる懲 懲戒委員会の議事内容に比べると小さ 対象弁護士の名誉やプライバシーを 懲戒委員会の審査を行 綱紀委
- 48 上野・前掲注(39)一一三頁及び松本=上 野 前 | 掲注
- (39)四七二頁。
- 49 とする。 顧客自身が文書の提出を求めている場合には無視できる、 などのプライバシーにかかわる事項が記載されていても、 (39) 四七三頁は、 上野・前掲注(39)一一三頁及び松本=上野・前掲注 銀行の貸出稟議書に、 顧客の資産状況
- ジュリー六九号)一六一頁 事訴訟法の争点』一九七頁(有斐閣、 書提出義務①―自己利用文書」伊藤眞=山本和彦編 平成一一年決定の読み方について、長谷部由起子 判批 小林・前掲注(31)三五頁 伊藤眞ほか編 (有斐閣 『民事訴訟法判例百選 二〇〇九年)、 第三版、 110011 高田 文

- 51 Ŧî. 三頁 法務省民事局参事官室編 (商事法務研究会、一九九六年)。 『一問一答新民事訴訟法』二
- $\widehat{52}$ と解するとすれば、 ずれにも該当しない文書にのみ適用される補充的な規定 断することはできない。 仮に、 四号の一般提出義務を、一号から三号までの 三号後段の法律関係文書該当性に先行して 四号の除外事由とされる自己利用文

57

:適切か疑問が残る」とする!

- 53 文書も法律関係文書から除外されないとする 木川 年)、伊藤・前掲注(37)法協 『全訂民事訴訟法Ⅱ』 [廣尾勝彰] (有斐閣、 (成文堂、 吉村徳重=小島武司編 統一 郎 九九三年 『民事訴訟法重要問題講義 六二〇頁 一九九五年)、 は、 『注釈民事訴訟法(7)』 旧法の解釈として、 一四四四頁。 (日本評論社、 菊井維大 = 村松俊夫 <u>\(\) \(\) \(\) \(\) \(\)</u> 反対説として、 六三四頁 一九八九 自己使用 七六頁
- より提出義務が否定されることは認めるが、 基礎づける事項が記載されている限り、 概念による除外は認めない められるとした上で、 伊藤眞 年 は、 『民事訴訟法』 挙証者と所持者の法律関係またはこれ 証言拒絶権の規定の 一四一四頁 (有斐閣、 法律関係文書と 自己使用文 類推適用に 第四版、
- (青林書院、 原強「文書提出命令①―学者から見た文書提出義務 省三ほ 一九九七年)。 か編 『新民事訴訟法大系第三巻』 一三三頁

- 56 との判断のもとに自己利用文書該当性 は ついて、 !賛同すべきものがあるが、 長谷部 法律関係文書としての提出義務を認めること 前掲注(50)一九七頁は、 所持者の利益を保護すべき 一その実践的 が認められた文書 意図に
- <u>E</u> 大系第四卷』 一二一頁 [山下郁夫] 号一九頁 (一九九六年)、門口正人編集代表 注(19)一四九頁、 善充発言」(有斐閣、 研 (1)」塚原朋一ほか編『新民事訴訟法の理論と実務 究会新民事訴訟法』二八二頁 『講座新民事訴訟法 上野恭男「文書提出義務の範囲」 上野・前掲注(39)一〇六頁、竹下守夫ほか編集代表 四〇七頁 (ぎょうせい、 佐藤彰一 一九九九年)、 (2) 五一頁 「証拠収集」 一九九七年)、 [竹下守夫発言] (青林書院、 西口元「証拠収集手 松本博之=宮崎公男 (弘文堂、 法時六八卷一一 『民事証拠法 高橋・ 1100四 九九九九 [青山 前掲
- 高橋・前掲注(19)一六一頁注 175

58

書の は含まれないとした。 なかった時代における三号後段の法律関係文書には、 所持者が専ら自己使用のために作成した内部文書 公務文書につき四号の一 最一小決平成一二年三月一〇日集民一九七号三四 同決定が平成一三年改正を経た現行法下でも法律 ただし、 般提出義務が適用されてい 高田 前揭注 50 頁

は

己利用文書概念との比較の困難性は認めるが、

兀

る。 関係文書の解釈として通用するかは明らかではないとす

- 60 九九九年)などがある。 年)、三木浩一「自己使用文書」法教二二一号三六頁(一 文書提出命令 (二·完)」判評二〇六号六頁 (一九七六 七六頁 [廣尾]、竹下守夫=野村秀敏「民事訴訟における 注(3)七八五ないし七八六頁、吉村 = 小島・前掲注 自己使用文書概念を分析したものとして、 小野 前掲 $\widehat{53}$
- 61 62 己利用文書よりも広いとする。これに対し、 を比較対象として、 号七〇五頁 (二〇〇一 己使用文書概念を比較対象として、 は、 (50)一六一頁及び田原睦夫「判批」民商一二四 文書提出命令① 頁[山下]も同旨 三木・前掲注(60)三五頁。 吉村=小島編・前掲注(53)七六頁 [廣尾] 比較を試みたものとして、 か編『新民事訴訟法大系第三巻』一五一頁(青林書 弁護士から見た文書提出義務」三宅省 旧法の自己使用文書は、 年) は、 小野・前掲注(3)七八六百 門口編代・前掲注(57)一二 前掲注(59)の最高裁決定 また、 高田 現行法の自 山下孝之 | 巻四 ・前 が 7採る自 二 五

65

63 文書よりも狭いとする 門口編代・前掲注(57)一二〇ないし一二一頁 一九九七年)は、 自己使用文書の範囲は、 自己利用 Ш 下

> 号ニの 意義、 要件自体の問題として考えるべきであるとする。 類推適用 の問題としてではなく、 法律関係文書

64

- 文書 定する。 〇〇頁) び最二小決平成一九年一二月一二日民集六一巻九号三四 小決平成一七年七月二二日民集五九卷六号一八三七頁及 平成一六年五月二五日民集五八卷五号一一三五頁、 係文書該当性を否定する。 (一九一条、一九七条一項一号) 月二〇日判時一八六二号一五四頁は、 務秘密文書 木正裕発言]、 る見解として、 四号イ、 (四号ホ) については、一連の判例理論(最三小決 が法律関係文書に該当する場合があることを肯 (四号ロ) について、 ハ及びニの除外事由につき類推適用を肯定す 及び上野・前掲注 竹下ほか編代・前掲注(57)二八○頁 他方で、 の趣旨に照らし、 (39) — 一〇頁。 最二小決平成一六年二 刑事・少年事件関係 証言拒絶権の規定 なお、 法律関 最二
- 用文書に該当しないとされると、 書に該当するとして四号該当性が否定されると、 根拠として、三号後段と四号を掲げた場合、 段の文書に当たらないとするなら、 序は自由であり、 の該当性も否定されて申立ては却下され、 小野・前掲注(3)七九六頁は、 三号後段の該当性を問うまでもなく、 かつ自己利用文書に該当すれば三号後 他の除外事由がない限 「三号と四号の判断 当事者が提出義務の 申立ては認容 逆に自己利 自己利用文 三号後

≨務をめぐる判断の中心は四号に移ることになろう。」と義務をめぐる判断の中心は四号に移ることになろう。」とれることになる。したがって、結果的に内部文書の提出

(66) 文書提出命令の申立てにおいて、申立人は提出を求める対象文書を、申立書の「文書の表示」に記載する(民

三頁)。
(67) 証明されるべき事実(要証事実)と証拠方法との関係

8) 田原裁判官の補足意見によれば、本件議事録上には、「重要な発言の要旨」以外に、開催の日時及び場所、出席した委員及び予備委員並びに立ち会った書記の氏名、議決及び賛否の数の記載があったようである。これらの決及び賛否の数の記載があったようである。これらの決及び賛否の数の記載があったようである。これらの決及び賛否の数の記載があったようである。これらの決及び賛否の数の記載があったようである。

工藤 敏降